

議員提出第10号

地域公共交通の維持・充実を図るため、国予算の大幅増額を求める意見書

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

令和6年9月24日

提出者 吉川市議会議員

賛成者 吉川市議会議員

//

吉川市議会議長 稲葉 剛治 様

提案理由 口頭

地域公共交通の維持・充実を図るため、国予算の大幅増額を求める意見書

高齢化が進む中で、路線バスやコミュニティーバス、デマンド交通など地域公共交通を充実してほしいという要望が吉川市でも高くなっています。市は、市民要望に応えるべく23年10月に吉川市地域公共交通協議会を設置、地域公共交通計画の策定に向け検討をはじめています。すでに埼玉県内では33市町村（2024年7月）が地域公共交通計画を策定し、国の補助金や特別交付税を受けながら拡充の努力をしています。しかし、補助金は計画の策定自治体が増加するにつれて金額が漸減している状況です。算定の見直しによって削減となった自治体においては財源の確保に苦労しています。

さらに埼玉県内では、バス・タクシー運転手の不足が深刻化し、路線バスの減便・廃止に加え、バス事業者からはコミュニティーバスからの撤退表明や相談が広がっています。このままでは地域公共交通機関の崩壊を招き、地域の暮らしを守ることができない状況になります。

国土交通省の「第二次交通政策基本法」でも、「日々の生活に密着した日常的な移動は、自家用車等のパーソナルなモビリティのほか、乗合バスやタクシー、地域鉄道、離島航路・航空路等の地域公共交通により支えられている。」と述べ、「交通事業が独立採算制を前提として存続することはこれまでも増して困難となっており、このままでは、あらゆる地域において、路線の廃止・撤退が雪崩を打つ『交通崩壊』が起きかねない。」と危機感を記しています。

こうした交通が直面する「危機」を乗り越えるため、政府においては、下記の対策を講ずるよう強く求めます。

記

- 1 地域公共交通確保維持事業をはじめ、国の予算を大幅に増額すること。
- 2 地域公共交通の維持・発展に向けて、国と地方自治体が連携し、バス・タクシー事業者の実情に即した支援策の構築をさらに進めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和6年9月24日

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

国土交通大臣